

岩手県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、北上市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 地域地区（特別用途地区）
- 2 名称 北上都市計画特別用途地区